

気象警報発令時の対応について

(1) 岸和田市に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

- ①「午前7時現在、岸和田市にすでに発令されている場合」
「午前7時～始業時間までに岸和田市に発令された場合」

・**臨時休業**となり、給食は中止します。

- ②「始業時間以降に、岸和田市に発令された場合」

・**授業を中止**します（状況により、下校時刻の繰り上げや繰り下げを行います）。

・給食の有無については、発令時刻等を勘案して決定します。

※台風の有無に関わらず、「**暴風警報**」が発令された場合は、**臨時休業**となります。

「大雨警報」のみ発令されている場合は、臨時休業にはなりません。

(2) 岸和田市に「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」が発令された場合

- ①上記警報については、平常通りの授業を行うことが原則となります。

- ②安全上問題が生じる恐れがある場合は、下校時刻の繰り上げや繰り下げを行う場合があります。